

地域包括ケアシステムに関する調査結果報告書

市町村編
(抄)

岩手県保健福祉部長寿社会課

平成25年7月

目次

地域包括ケアシステムに関する調査(市町村編)

	P
■調査票1 日常生活圏域	
Q1 日常生活圏域について	1
Q2 日常生活圏域設定の考え方	1
Q3 日常生活圏域の今後の方向性	1
Q4 地域包括支援センターの担当圏域について	1
Q5 地域包括支援センターの担当圏域の今後のあり方について	2
■調査票2 地域包括支援センターの組織、体制	
Q7 地域包括支援センターの運営主体について	3
Q8 サブセンターの設置数、機能及びブランチの設置数について	3
Q6 サブセンター、ブランチの今後のあり方について	3
Q9・10 実施方針の提示の有無、内容について	4
Q11・12 運営方針の提示の有無、内容について	4
Q13 センターの職員配置について	5
Q14 センターの職員確保上の課題について	6
■調査票3 センター事業	
Q15 包括的支援事業	7
Q16 指定介護予防支援	11
Q17 その他の業務	12
Q18 住民への周知方法	12
Q19 地域包括支援ネットワークの構築状況	12
Q20 医療と介護の連携	13
■調査票4 地域ケア会議	
Q21 地域ケア会議の設置の有無	14
Q22 地域ケア会議の主催について	14
Q23 地域ケア会議の開催頻度について(市町村主催分)	14
Q24 地域ケア会議の構成員について(市町村主催分)	14
Q25 地域ケア会議の検討事項について(市町村主催分)	15
Q26 個別ケースの取扱い状況(市町村・センター主催分)	15
Q27 潜在ニーズ(地域課題)の把握方法(市町村・センター主催分)	16
Q28 地域づくり・資源開発の検討状況(市町村・センター主催分)	16
Q29 個人情報の共有状況(市町村・センター主催分)	16
Q30 政策への提言状況(市町村・センター主催分)	17
■調査票5 地域包括支援センター運営協議会	
Q31 運営協議会の設置状況	18
Q32 運営協議会の開催状況	18
Q33 運営協議会の構成員の状況	18
Q34 運営協議会の審議内容	19
■調査票6 その他・県からの支援・被災市町村における課題等	
Q35 地域包括ケアシステム構築する上での財政上の課題について	20
Q36 その他地域包括システム構築上の課題(財政上の課題を除く)	20
Q37 県の支援	21
Q38 被災市町村における課題等	22

■調査票1 日常生活圏域

Q1 日常生活圏域について

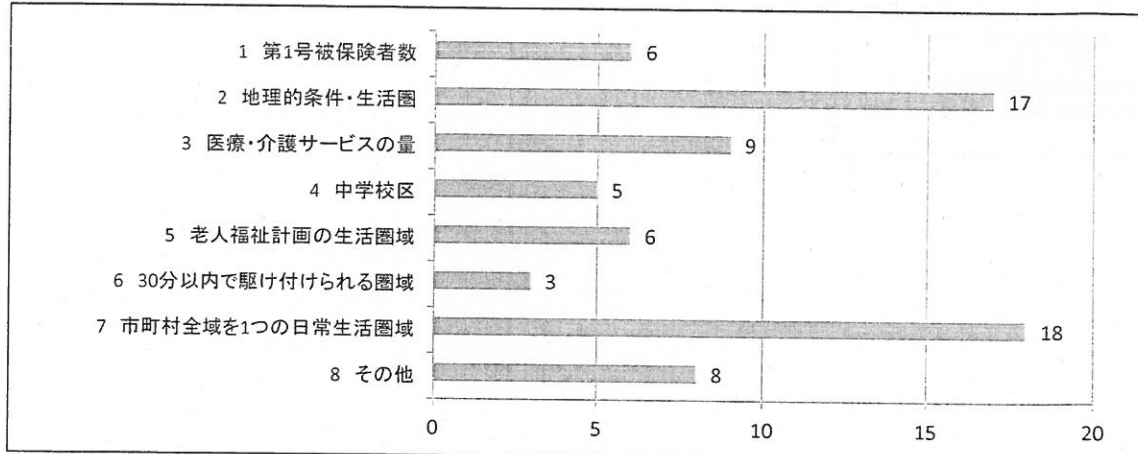
[日常生活圏域の実態について]
33市町村の状況

日常生活圏域数	90 圏域
平均高齢者人口	4,076.8 人(65歳以上高齢者)
平均要介護者数	763.9 人(要支援含む。第1号被保険者のみ)

(平成25年4月1日現在)

Q2 日常生活圏域設定の考え方

[市町村が日常生活圏域を設定するにあたって考慮した項目について](複数回答可)
33市町村の状況

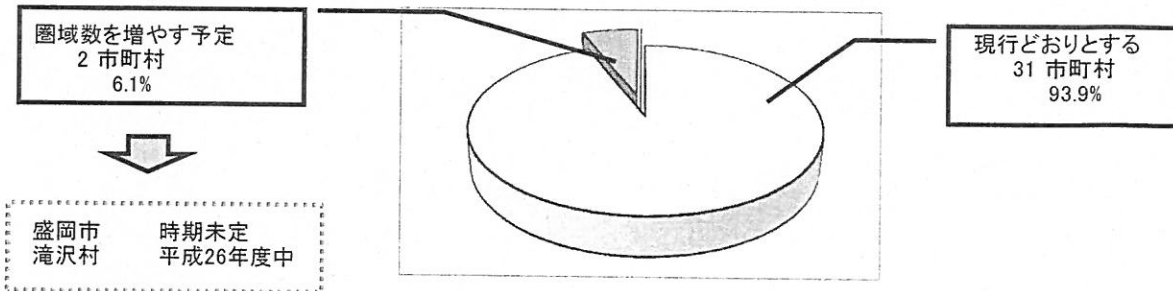


(市町村数)

県内33市町村のうち日常生活圏域を設定するにあたって考慮した項目
その他8市町村(24.2%)のうち7市町村は旧市町村単位とし、1市は介護保険事業計画の圏域としている。

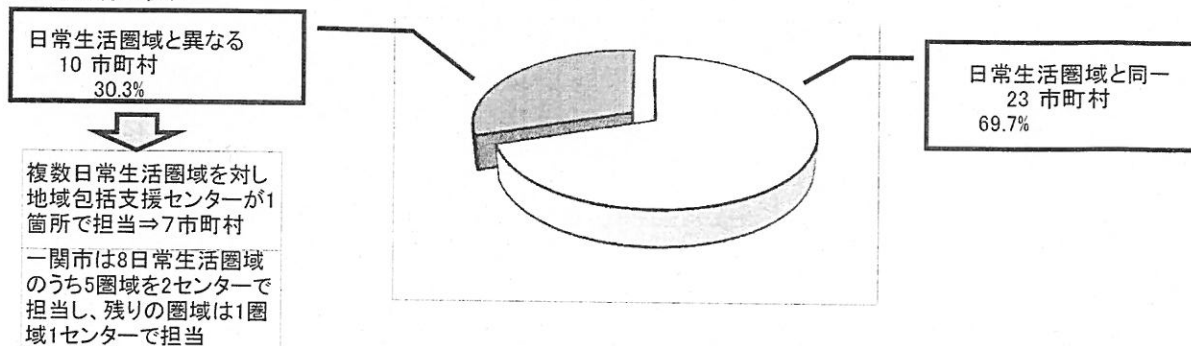
Q3 日常生活圏域の今後の方向性

[市町村の日常生活圏域数の変更等の予定]
33市町村の状況



Q4 地域包括支援センターの担当圏域について

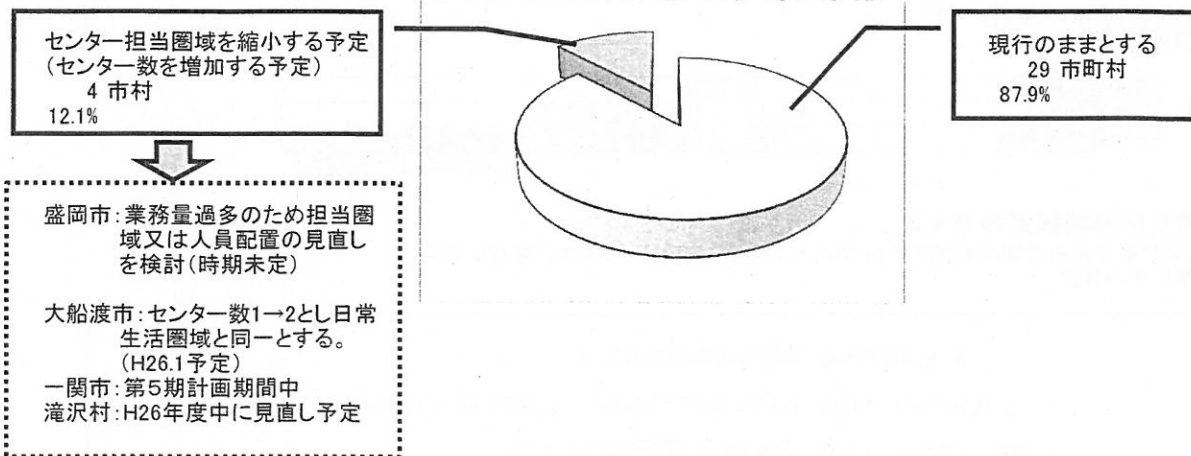
[日常生活圏域と地域包括支援センターの担当圏域の関係について]
33市町村の状況



Q5 地域包括支援センターの担当圏域の今後のあり方について

[地域包括支援センターの担当圏域の今後のあり方について]

33市町村の状況

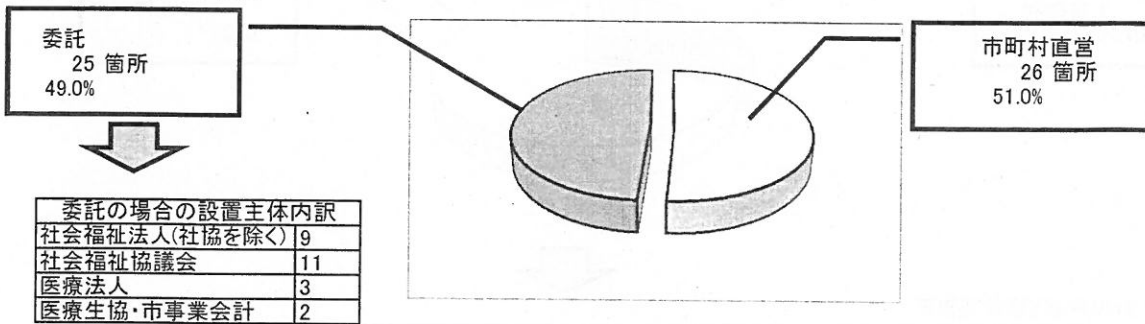


■調査票2 地域包括支援センターの組織、体制

Q7 地域包括支援センターの運営主体について

[地域包括支援センターの運営主体]

県内51センターの状況



Q8 サブセンターの設置数、機能及びブランチの設置数について

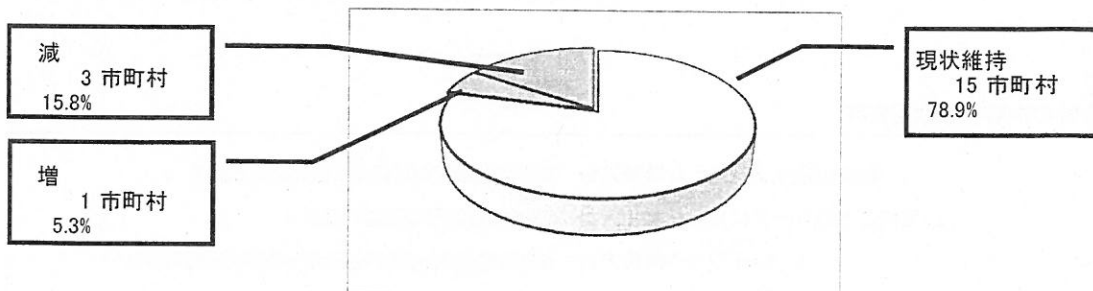
サブセンター(12箇所)

- ・宮古市
1箇所設置しており、地域包括支援センターと同等の機能を有している。
- ・奥州市
昨年まで委託により地域包括支援センターを5箇所設置していたが、平成26年度より地域包括支援センター1箇所に集約し、4箇所をサブセンター化して配置している。サブセンターの業務は総合相談支援業務と指定介護予防支援業務を行う。
- ・釜石市
7箇所のサブセンターを設置しており、介護予防ケアマネジメント機能、総合相談支援業務、指定介護予防支援業務を担っている。

ブランチ(97箇所)

97 箇所 19 市町村に設置がある。

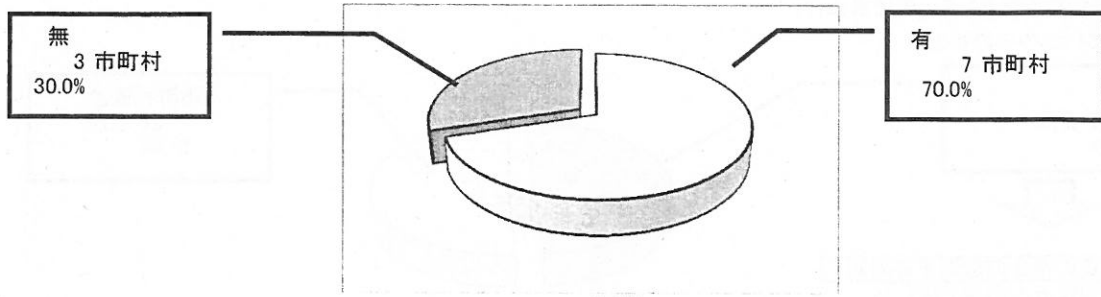
Q6 サブセンター、ブランチの今後のあり方について
サブセンター、ブランチを所管する19市町村の考え方



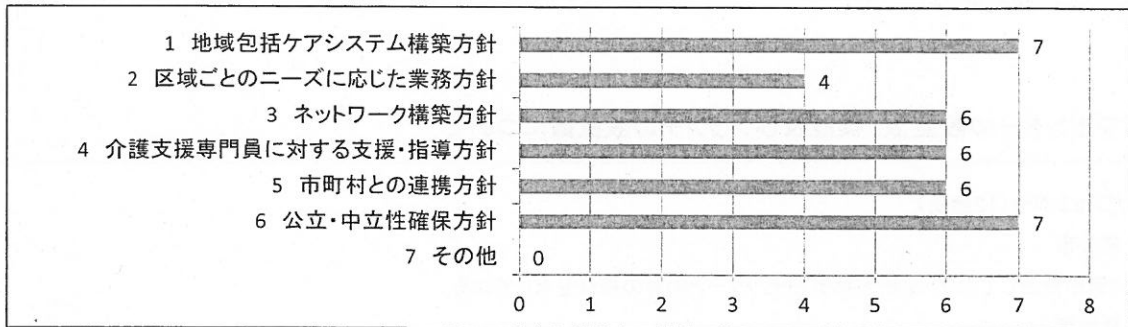
Q9・10 実施方針の提示の有無、内容について

[実施方針の提示の有無]

市町村は、包括支援事業をセンターに委託する場合は、委託先に対して当該包括支援事業の実施方針を示すこととさ地域包括支援センターに事業を委託している10市町村の実施方針の提示状況。



[実施方針の内容](複数回答可)

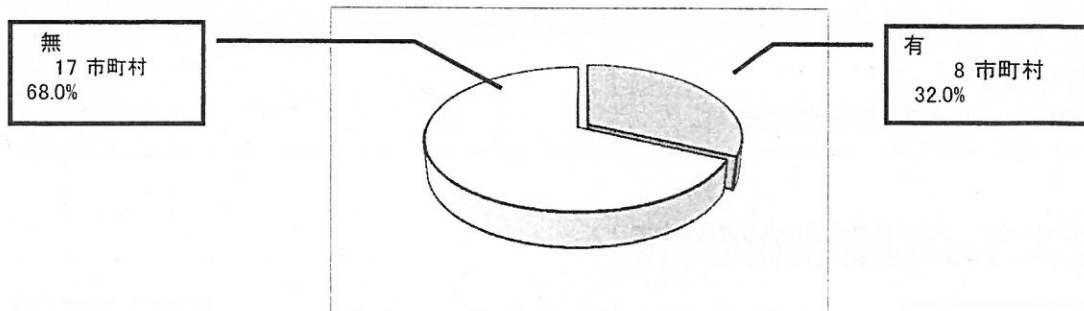


(市町村数)

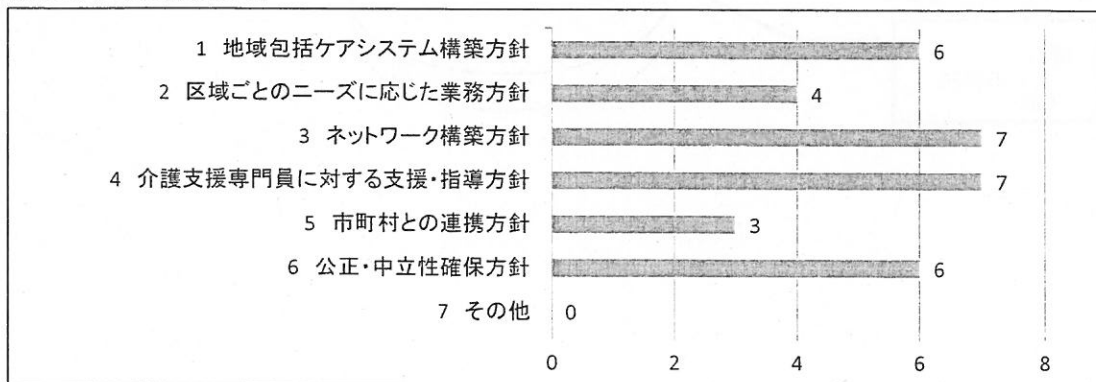
Q11・12 運営方針の提示の有無、内容について

[運営方針の提示の有無]

市町村はセンターに対し、直営の場合であっても実施方針と同様に運営方針を定めることが望ましいとされている。直営で包括支援センター業務を行っている25市町村の運営方針の提示状況。



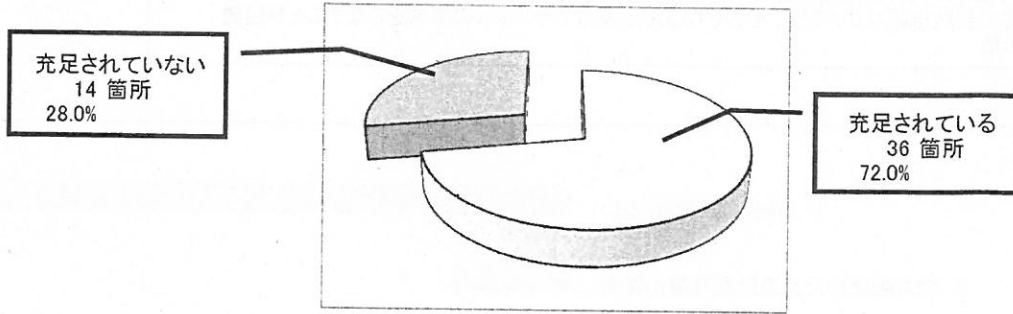
[運営方針の内容](複数回答可)



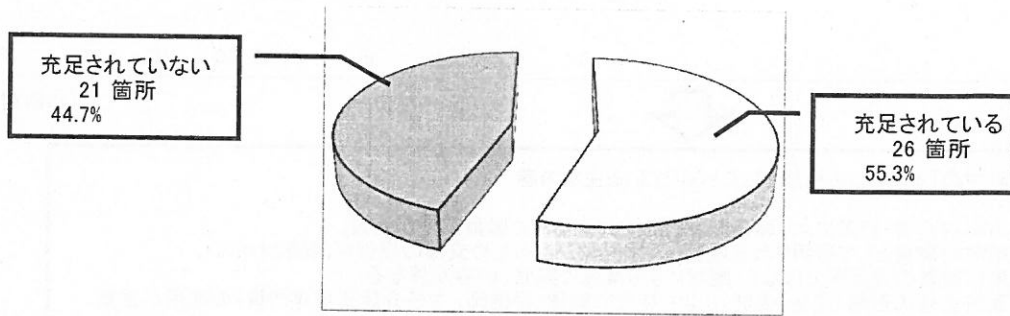
(市町村数)

Q13 センターの職員配置について
(3職種分:51センター)

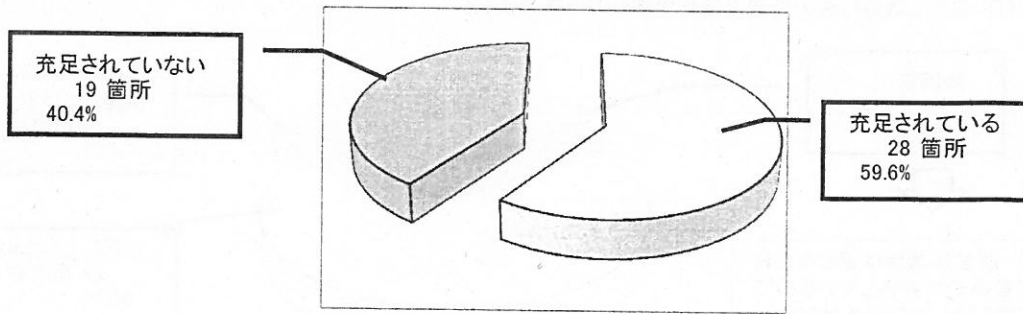
[保健師の必要配置人数の確保状況]
※保健師の必要数を設定している50センターの内訳



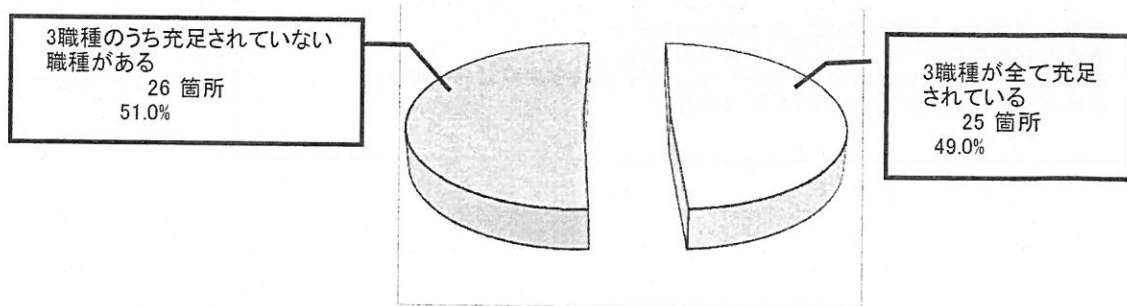
[社会福祉士の必要配置人数の確保状況]
※社会福祉士の必要数を設定している47センターの内訳



[主任介護支援専門員の必要配置人数の確保状況]
※主任介護支援専門員の必要数を設定している47センターの内訳



[3職種(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)の必要配置人数の確保状況]
※51センターのうち3職種の全てが充足されている地域包括支援センターの割合

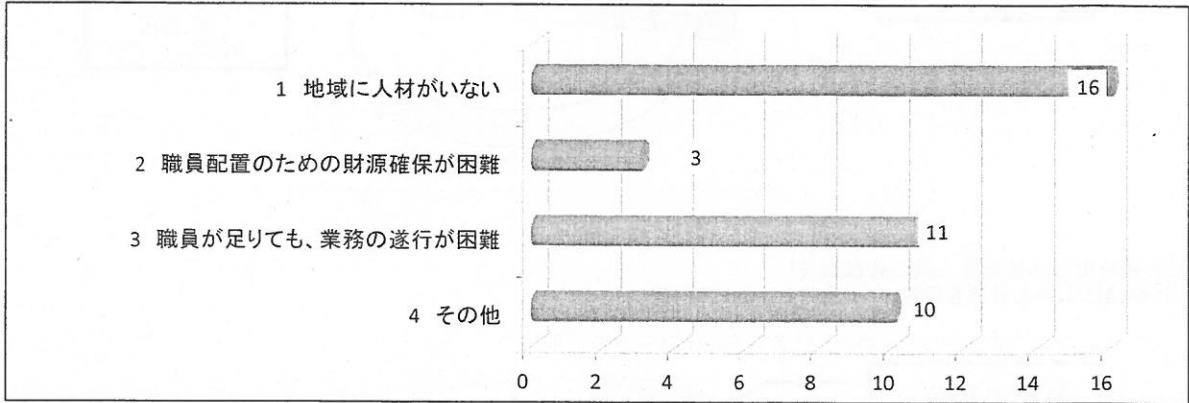


Q14 センターの職員確保上の課題について

[センター職員の専門職員確保上の課題](複数回答可)

33市町村においてセンター職員の専門職員を確保する上での課題の状況

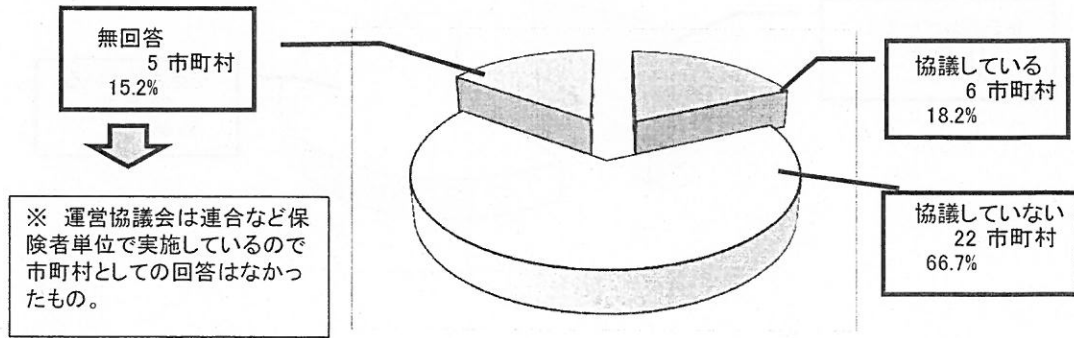
- 1 専門職等の人材が地域にいないと確保が困難
- 2 専門職等の人材は地域に存在するが、配置するための財源確保が困難
- 3 法定必要数は足りているが、そもそも法定必要数でセンターの事業をこなすことが困難
- 4 その他



(市町村数)

- 市町村の「その他」の課題としてとらえている主な内容
- 市町村合併・行革により職員削減の方向にあるため職員配置が困難。
 - 市町村職員として雇用される場合、人事異動があるため支援の提供が継続されない。
 - 単に職員の充足率ではなく、圏域により業務に実態、内容が異なる。
 - 実施主体の形態(直営・委託)により特定の職種(保健師、主任介護支援専門員)の雇用が困難。
など

[33市町村における職員確保の課題の運営協議会での検討状況]



- 市町村が考える「職員確保の対応策」の主な内容
- 職員研修等による職員の資質向上策(4市町村)
 - 市町村内部における人員配置の検討(4市町村)
 - 市町村内部の関係部署による情報交換、応援連携体制の整備(8市町村)
 - 地域包括支援センター業務の委託(2市町村)
など